

区 分	名 称 ----- 住 所	電話番号
その他 避難所	③ 笹倉地区コミュニティセンター ----- 婦中町笹倉433	465-6088
	⑦ 朝日地域農業再編センター ----- 婦中町下条281	—
	⑧ 宮川地区コミュニティセンター ----- 婦中町広田4178	465-5119
	⑪ 婦中農村環境改善センター ----- 婦中町羽根6	—
	⑫ 婦中体育館音川分館 ----- 婦中町外輪野5230-1	465-5501
	⑬ 音川交流センター ----- 婦中町外輪野6324-1	469-5986
	⑭ 神保地区コミュニティセンター ----- 婦中町上吉川403-1	469-2497

⇒
(名称変更)

⇒
(名称変更)

⇒
(名称変更)

⇒
(名称変更等)

⇒
(指定解除)

⇒
(名称変更等)

⇒
(名称変更)

区 分	名 称 ----- 住 所	電話番号
その他 避難所	速星公民館笹倉分館 ----- 婦中町笹倉433	465-6088
	朝日公民館 ----- 婦中町下条281	—
	宮川公民館 ----- 婦中町広田4178	465-5119
	古里公民館 ----- 婦中町羽根6	469-2496
欠番	-----	
その他 避難所	音川公民館 ----- 婦中町外輪野6324-1	469-2498
	神保公民館 ----- 婦中町上吉川403-1	469-2497

【避難所の体系】

- 災害時に危険を一時的に回避する避難場所として、広域避難場所を設けています
- 災害時に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民が応急生活をするための場所として避難所を設けています
 - 第1次避難所 災害発生時等において第1次に開設する避難所
 - 第2次避難所 第1次避難所に収容しきれない場合等において開設する避難所
 - 第3次避難所 第1次避難所、第2次避難所が収容しきれない場合等において開設する避難所
 - その他避難所 第1次、第2次、第3次避難所を補完する避難所